

サポート情報

「治験薬学（改訂第2版 第1刷および第2刷）」

一部内容につきまして、最新の情報に基づき以下の通り補足・訂正いたします。

頁	該当箇所	旧	新
23	15～17 行目	ヘルシンキ宣言は、世界医師会の総会において明確化のための注釈追加を含めて9回の修正が加えられており、現在のものは2013年10月にブラジルのフォルタレザで行われた総会において修正されたものです。現行のものは、	ヘルシンキ宣言は、世界医師会の総会において明確化のための注釈追加を含めて10回の修正が加えられています。2013年10月にはブラジルのフォルタレザで行われた総会において修正され、
24	↑3 行目	最新の2013年の改訂では、	2013年の改訂では、
24	↑1 行目	追記が行われています。	追記が行われています。最新の2024年の改訂では、「被験者」の表記を「参加者」へ変更、緊急事態における原則の堅持、研究に伴う不平等への警戒、弱者の「保護」、研究に参加する側の視点、医学研究の情報・試料リソースの確保と管理、未確立医療に関する要件の精緻化について追記がおこなわれています。2024年改訂の詳細については日本医師会ホームページ（ https://www.med.or.jp/doctor/international/wma/helsinki.html ）を参照ください。
26	5 行目	第2条（定義）第17項	第2条（定義）第18項
91	11～12 行目	GCP 第2条第11項	GCP第2条第15項
91	13 行目	GCP 第2条第14項	GCP第2条第18項
129	7 行目	GCP 第2条第10項ガイダンス	GCP第2条第24項ガイダンス
140	↑3 行目	GCP 第2条第16項	GCP第2条第20項